

さいたま市告示第 1807 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和 7 年 12 月 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市桜区西堀三丁目 814 番 1、815 番 1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県川崎市中原区中丸子 759 クリオ多摩川中丸子 101 号室

大塚 充

3 許可番号

令和 7 年 4 月 21 日

第 開 - S2024082 号

4 検査済証番号

令和 7 年 12 月 4 日

第 完 - S2024082 号